参考

自動車運転者の「改善基準告示」等の主な内容

	1日の休息期間	1日の拘束時間	年・月の拘束時間	その他
トラック 	継続 **11 時間**以上とするよう努めることを基本、**9 時間**を下限 ※宿泊を伴う長距離運送の場合、**8 時間下限が週２回まで可**。その場合、運行終了後**12時間以上**を確保。	原則13時間以下、**最大 15 時間** **14時間超は週２回までが目安** ※宿泊を伴う長距離運送の場合、**16時間が週２回まで可**。	（原則） **年 3,400 時間以内** かつ　**月 284 時間以内** （例外） **年 3,400 時間以内** かつ　**月 310 時間以内** ※１月の時間外・休日労働が 100時間未満となるよう努める	・予期し得ない事象に遭遇した場合の特例 （その他個別の規定あり）
タクシー 	継続 **11 時間**以上とするよう努めることを基本、**9 時間**を下限	原則13時間以下、**最大 15 時間** **14時間超は週３回までが目安**	（日勤） **月 288 時間**以内	・予期し得ない事象に遭遇した場合の特例
バス 	継続 **11 時間**以上とするよう努めることを基本、**9 時間**を下限	原則13時間以下、**最大 15 時間** **14時間超は週３回までが目安**	（原則） **年 3,300 時間以内** かつ　月 281 時間以内 （例外 ※貸切バス等乗務者の場合） **年 3,400 時間以内** かつ　**月 294 時間以内** など ※４週平均の基準も選択可	・予期し得ない事象に遭遇した場合の特例 ・軽微な移動が生じた場合の特例

※　自動車運転の業務に係る上限規制については以下のとおり。
⇒　時間外労働：年960時間以下（令和６年４月１日適用）